

【参考】入札公告に手持ち工事制限がある場合

手持ち工事件数の制限（落札件数の制限）

一般競争入札に参加できる者は、一般競争入札に参加しようとする工事の公告日における手持ち工事の件数が1件までの者とする。
また、同一日の一般競争入札における落札予定者となれる件数は、手持ち工事の件数0件の者は、2件まで、手持ち工事の件数1件の者は、1件までとする。
落札予定者となれる件数の上限に達した際には、以降の入札書は無効とする。

手持ち工事

本市の一般競争入札により落札した工事で竣工検査が完了していないもの。
（手持ち工事の期間：落札者となったときから竣工検査日までとする。）

対 象：一般競争入札（災害復旧工事を除く）、JV工事
対象外：指名競争入札、随意契約工事、災害復旧工事

		令和5年度		令和6年度		
		▽落札 繰越工事 ▼竣工検査日 ▽				
		↓	↓	↓	↓	↓
A	一般競争入札 手持ち工事 (入札公告時)	0	1	2	1	0
	入札参加：可否	○	○	×	○	○
B	同一入札日 落札可能件数	2	1	×	1	2
A+B		2	2	2	2	2